

## Ipso facto clause

### -更生会社辻産業株式会社 の事例

小杉丈夫\*

#### 1. スキーム

(別紙1参照)

辻産業の事例では、更生会社の中国子会社が船舶建造会社となっているが、設例とほぼ同じスキームになっている。

C-B間には、造船契約に基づく、BのCに対する未発生  
の前受金返還債務が存在する。

GはCに対し、前受金返還保証状(Refund Guarantee)を  
差入れている。

Pの債務:

- ① P会社として、BのCに対する債務、GのCに対する債務を  
保証している。
- ② BがCから受取った前受金を用いてSから造船用の資材、  
設計図面を調達し、Bに提供する。

#### 2. Pの更生手続開始申立までの経緯

Pは、日本から中国に投資して造船業を開始。オランダ企業  
から36隻の造船受注。

但し、契約上の発注者は、オランダ企業が船毎に、ケイマン  
諸島に設立したSPCである。

---

\* 弁護士，弁護士法人松尾綜合法律事務所

造船契約に基づき、CはBに対し、対価の4分の1に相当する前受金を支払い済みであった。造船契約が中途解除された場合には、BはCに対し、前受金返還義務を負う。

Bは前受金をCから受取りPに送金、Pは一部を資材調達以外の目的に流用した。

その後、Pは債務超過に陥り、東京地裁に更生手続開始申立をした。

CはBに対し、造船契約の default 条項に基づき、36隻中24隻の解除通知を送付した。なお、Cは、12隻については、解除事由なしと判断した。

### 3. 造船契約の default 条項

(別紙2参照)

Cからの解除通知は、更生手続開始申立後、更生手続開始決定前にBに到達した。写しは同時にP管財人に到達した。

なお、造船契約の準拠法は英国法、紛争解決はロンドンにおける ad hoc 仲裁とされている。

### 4. P管財人の倒産処理方針

(1) Pについては、スポンサーに対する計画前の営業譲渡による買取代金を使って更生計画により弁済する。Bについては、営業を継続し、中国でスポンサーを捜し、株式譲渡することにより、日本の更生計画から切離す。

(2) 処理方針を貫徹するには、Bによる事業の継続、12隻の船舶建造が必須である。

他方、解除された24隻については、Cに解除通知撤回を求めるが、撤回に固執しない。

### 5. Gの仲裁申立要求とP管財人の対応

GがCに差入れた保証状には次の条項がある。

(要旨)

Gは、CのBに対する支払いの請求が、造船契約に従って仲裁に付された場合には、仲裁判断により支払いが命ぜられ、かつ、Gの仲裁判断の上訴の権利がすべて消尽するまでは、GはCに対する支払いを猶予できる。

そこで、GはBに、Cに対する仲裁の申立をすることを強く要求した。

P管財人はGと協議し、Gが仲裁の費用をすべて負担し、かつ、結果に責任をもつことを条件に、Bの名義の下に、仲裁手続を実質上遂行することを容認し、Bにそのように指示した。そこで、B（実質的にはG）は、ipso facto clauseの効力を争い解除は無効であるとの通知をCに対し送付した。同時に仲裁人を選任して、造船契約に従ったad hoc仲裁手続を開始した。このような形で、ロンドンの仲裁手続が進行した。

6. Global Supply Chain (GSC)の断絶と ipso facto clause  
別紙1スキームに記載のとおり、中国の船舶建造には、造船に必要な資材が日本、韓国の複数の供給者(S)から、更生会社を経由して中国の船舶建造会社(B)まで、中断することなく供給されることが不可欠の前提である。然るに、更生会社が破綻したために、SがP, S間の供給契約の不履行条項(ipso facto clause)に依拠して、Pに対して供給契約を解除したり、資材の提供を拒むという事態が生じた。いわゆるGlobal Supply Chain (GSC)の断絶という、別途検討を要する問題である。

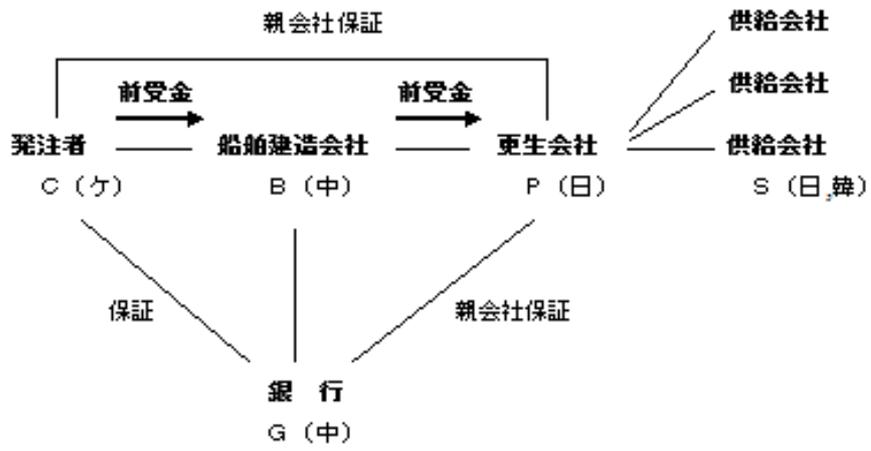
当時の各国の倒産法制度には、このような事態に有効に対処する手だてがなく、P管財人は、G S Cの修復、維持に苦勞した。

7. ちなみに、近年 FTA や TPP 交渉の進展にみられるように、貿易障壁が取り除かれつつあり、一つの製品を作るための部品製造が諸国に分散されるようになった。しかし、先年、タイの大洪水によりタイでの部品の製造が中断されて、最終商品である自動車の製造に支障を来たし、諸国の関連産業が甚大な被害を受けるという事態が生じた。自然災害だけでなく倒産によっても同様の問題が生じ得る。APEC Business Advisory Council (ABAC) などの国際的な組織で、この問題への対応に関する議論が進んでいる。

#### 8. 結末

- ① Pについては、更生計画の認可（2008年12月12日申立，2009年12月31日認可）
- ② Bについては、株式を中国スポンサーに譲渡（2009年3月25日）。
- ③ 仲裁については、B、C、G間で和解して終了。  
中国スポンサー（株式譲受人）が、BのCに対する和解金支払いの相当部分を負担。P管財人は関与せず。
- ④ Bにおける12隻の建造はすべて完了して、引渡を終えた（2009年6月21日）。
- ⑤ 結果として、造船契約の default 条項に基づく解除通知の効力の問題は、仲裁に到ったものの、最終的に顕在化しなかった。

(別紙1)



(別紙2)

1. 24 隻分の default 条項

The BUILDER shall be deemed to be in default under this Contract:

- (i) If a petition is filed or an order is made or an effective resolution is passed for the winding up or dissolution of the BUILDER and/or TSUJI JAPAN or a Receiver is appointed of the undertaking or property of the BUILDER and/or TSUJI JAPAN or any similar process or proceeding is initiated under the laws of any relevant jurisdiction, or the BUILDER and/or TSUJI JAPAN generally suspends payment or ceases to carry on its business or makes any special arrangement or composition with its creditors and/or

2. 12 隻分の default 条項

- (i) If a petition is filed or an order is made or an effective resolution is passed for the winding up or dissolution of the BUILDER or a Receiver is appointed of the undertaking or property of the BUILDER or any similar

process or proceeding is initiated under the laws of any relevant jurisdiction, or the BUILDER generally suspends payment or ceases to carry on its business or makes any special arrangement or composition with its creditors and/or

以上。